

社会セーフティネットの構築のための
アジア・太平洋地域の域内協力の推進
ーアジア社会セーフティネット構築支援プログラムー

平成 22 年 5 月作成

平成 24 年 9 月改定

アジア・太平洋地域は、世界の人口の約 6 割を擁するとともに、世界の成長センターとして、高い経済成長率を維持してきており、その対応力の高さもあって、世界的な金融・経済危機の影響も比較的軽微となっている。しかしながら、この地域においては、これまでの経済成長の果実を得ることができない社会的弱者が存在し、貧富の差は非常に大きく、また、インフォーマル雇用に置かれている人々も多い状況にある。一部の国では、それら格差等が社会・政情不安をもたらすなど、均衡ある社会・経済の発展が喫緊の課題となっており、シンガポール APEC 首脳会議宣言（2009 年 11 月）においても、「あまねく広がる成長(inclusive growth)」の必要性が強調されたところである。これらの地域で、均衡しかつ持続可能な発展を確保するためには、社会的弱者を救済し、再生産しないためのセーフティネットの構築が不可欠である。ピッツバーグ G20 サミット首脳声明 2009 年 9 月)においても、開発途上国における、失業、疾病等のリスクから人々を保護するためのセーフティネットの不備が指摘されているところである。

その後も、横浜 APEC 首脳宣言(2010 年 10 月)、ILO アジア太平洋地域会議（2011 年 12 月）において、社会セーフティネット／社会的保護の床の重要性が指摘され、施策の実施が求められている。2012 年 5 月のグアダハラ G20 労働大臣会合では、社会的保護を進展させること、労働市場政策との適切な均衡を達成することが成果文書に明記され、翌月の ILO 総会においては、各国に、必要不可欠な保健医療及び給付並びに基礎的な所得保障をすべての人々に提供することを求める「国内の社会的保護の床に関する勧告(第 202 号)」が採択された。この流れを受け、6 月のロスカボス G20 サミットの成果文書においても社会的保護の床の重要性が引き続き記載され、リオ+20 の成果文書には社会の全メンバーに対して社会的保護を提供する必要性を強調するとの文言が盛り込まれるなど、各国首脳に深く認識される問題となっている。

一方、少子高齢化に伴い人口・労働力が減少しつつある我が国にとっては、グローバル経済、とりわけアジア・太平洋地域の成長の取り込みが求められているが、そのためには、同地域における持続可能な成長の基礎を作り、促進することが必要である。この観点から、アジア諸国等に対して、社会セーフティネットの整備支援など、貧困層の底上げやインフォーマル雇用の解消、民生の向上に直結する消費喚起のための政府開発援助（ODA）を実施する必要性が指摘されているところである。日本再生戦略(平成 24 年 7 月閣議決定)においても、アジアにおける社会セーフティネット等の普及について言及されている。

以上を踏まえ、厚生労働省として取り組むべき労働・社会保障分野の国際協力のあり方と実施分野等について検討を行った結果は以下のとおりである。

1 労働・社会保障分野のODAのあり方

我が国が行う労働・社会保障分野のODAは、上記の社会セーフティネットの必要性に関する国際的コンセンサス及びアジアの成長を日本に取り込むことを要諦の一つとする日本再生戦略を踏まえ、アジア太平洋地域の社会セーフティネット構築に資する分野を重点として積極的に推進する必要がある。具体的には以下の4点を重点支援分野とし、リスクに対して脆弱な人々、とりわけ、低所得者、女性、移民労働者、自営業者、農業従事者、障害者などに対する、社会セーフティネット構築のためのODAを、政労使が連携しつつ、積極的に実施する。

- ① 失業時等の所得保障制度の整備。(例えば、失業保険、労災保険、年金、医療保険、生活保護等)
- ② 労働市場への参入・復帰・適応を促す制度の整備(積極的労働市場政策)。(例えば、若年者雇用促進、職業紹介、職業訓練等)
- ③ 適切な労働条件を確保し、ワーキングプアを防ぐ制度の整備。(例えば、労働基準監督、労働安全衛生、最低賃金、労使紛争処理、健全な労使関係の育成等)
- ④ インフォーマル雇用から労働者保護が確保された雇用への移行促進。(インフォーマル経済から抜け出すための起業支援、協同組合等による雇用創出と企業の育成等)

2 実施内容

我が国は、社会セーフティネット構築の経験及び知見を蓄積しており、アジア・太平洋地域においてこの分野における十分な貢献をなしえるが、より効果的な実施や持続可能性を考えると、国際機関、ASEAN等と連携の上、社会セーフティネット構築のためのアジア・太平洋の域内協力(「アジア社会セーフティネット構築支援プログラム」)を推進するべきである。

同プログラムは、我が国政府が主体となり、地域のニーズ、状況に応じた支援内容を定めた上で、事業内容に最も適切な機関等と協力して実施する。具体的には、当面、労働・社会保障分野の国連専門機関である国際労働機関(ILO)の専門知識とネットワークを活用した支援(任意拠出・人的支援の強化)、ASEAN域内での労使関係団体育成・参画促進とASEAN事務局の能力向上のための支援(基金)、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の充実による支援、国内の国際協力団体の持つ国際労使ネットワークを通じた草の根支援、JICAを通じた技術協力等を実施する。なお、これらの支援は、他の開発分野のODAと十分な連携を保ちつつ実施する必要がある。

支援に当たっては、人材の育成にも留意すべきである。例えば、健全な労使関係の確立に関して域内でも有数の豊富な経験・知見を蓄積しており、このような分野においても支援を行っていくことが必要である。

社会セーフティネットの構築のための アジア・太平洋地域の域内協力の推進 —アジア社会セーフティネット構築支援プログラム—

資料5-2

背景

成長の果実を得ることのできない社会的弱者の存在

アジア諸国の成長の陰で、大きな貧富の格差と、それら格差による社会・政情不安の存在
インフォーマル雇用にいる多数の貧困層の存在

失業、労働災害、疾病等のリスクから人々を保護するためのセーフティネットの不備

所得保障制度、積極的労働市場政策、労働条件確保対策等のセーフティネット構築の遅れ

東アジア地域内の持続可能な成長の確保

アジア諸国における持続的成長のために、社会セーフティネットの整備が不可欠
この地域の成長を取り込むことが我が国の成長には不可欠

対応

社会セーフティネット構築支援に対する国際的コンセンサス

- 社会的保護の床を確立することの重要性を認識する(G20サミット首脳宣言2012.6)
- 成長、回復力、社会正義、結束を発展させ、フォーマル経済での職業を持たない人を含め、社会の全メンバーに対して社会的保護を提供する必要性を強調する(リオ+20成果文書2012.6)
- 各国に、必要不可欠な保健医療及び給付並びに基礎的な所得保障をすべての人々に提供することを求める「国内の社会的保護の床に関する勧告(第202号)」を採択(ILO総会2012.6)
- 社会的保護の床を発展させ、労働市場政策との適切な均衡を達成する(G20労働大臣会合結論文書2012.5)
- 各国の実情に応じた、効果的な「社会的保護の床」を構築する(ILOアジア太平洋地域会議2011.12)
- 我々は、セーフティネットを改善することを可能にする政策を実施する(横浜APEC首脳宣言2010.11)

社会セーフティネット構築のための重点支援分野

1)失業時等の所得保障制度の整備

- 失業保険、労災保険、年金、医療保険、生活保護等

2)労働市場への参入・復帰・適応を促す制度の整備(積極的労働市場政策)

- 若年者雇用促進、職業紹介、職業訓練等

3)適切な労働条件を確保し、ワーキングプアを防ぐ制度の整備

- 労働基準監督、労働安全衛生、最低賃金、労使紛争処理、健全な労使関係の育成等

4)インフォーマル雇用から労働者保護が確保された雇用への移行促進

- インフォーマル経済から抜け出すための起業支援、協同組合等による雇用創出と企業の育成等

実施内容

アジア社会セーフティネット構築支援プログラム

- 我が国は社会セーフティネット構築の経験、知見を蓄積
- 我が国政府が主体となり、他の開発分野のODAと連携を図りつつ、適切な支援内容を定めた上で、事業内容に応じた最も適切な機関等と協力して推進

ILOを活用した支援

- ILOの専門知識とネットワークを活用した支援(任意拠出・人的貢献の強化)

ASEAN事務局との協働による支援

- 事務局の能力向上と労使団体の育成・参画促進のための支援(基金)、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合の充実

国内国際協力団体を活用した支援

- 国際労使ネットワーク等を通じた草の根支援
- JICAを通じた技術協力の活用